

国民年金 特別障害給付金制度

▼問合せ 保険年金グループ ☎079(435)2581
加古川年金事務所 ☎079(427)4743

障害基礎年金を受給できないいわゆる無年金障害者と呼ばれる人を対象に、特別障害給付金を支給する制度があります。ただし、この特別障害給付金は、障害基礎年金や障害厚生年金などの公的年金の障害給付を受給できる人は支給対象とはなりません。

特別障害給付金の支給対象者

特別障害給付金の支給対象となるのは、次のいずれかに該当する人です。

- ・平成3年3月以前に国民年金の任意加入の対象となっていた学生
- ・この国民年金の任意加入の対象となっていた学生とは、大学(大学院)、短大、高等学校および高等専門学校または専修学校・一部の各種学校(昭和61年4月から平成3年3月

までの期間に限られる)のうち、昼間部に在学していた学生です

- ・昭和61年3月以前に国民年金の任意加入の対象となっていた人(厚生年金保険や共済組合などの加入者の被扶養配偶者)で、国民年金に任意加入していなかった期間中に初診日(初めて医師の診察を受けた日)があり、現時点で1級または2級の障害等級に該当する65歳到達前の人に限られます

この任意加入の対象となっていた人とは、厚生年金保険や共済組合などの加入者の被扶養配偶者のほか、以下の人をいいます。

- ・厚生年金保険や共済組合などから老齢給付を受けているか受給資格期間を満たしている人の配偶者
- ・厚生年金保険や共済組合などから障害年金を受けている

人の配偶者
・国会議員の配偶者や地方議会議員の配偶者(ただし、昭和37年12月以降に限る)
この特別障害給付金を受けするためには、厚生労働大臣の認定が必要です。

特別障害給付金の支給額

特別障害給付金の支給額は、障害基礎年金の障害等級に基づいて、障害等級の1級に該当する場合と2級に該当する場合では異なります。

まず、障害等級の1級に該当する場合には月額5万円が支給され、また、障害等級の2級に該当する場合には月額4万円が支給されます。

これらの支給額は法律で定められた支給額で、実際には、平成16年の物価指数を基準にして毎年度物価の変動に応じて改定されます。平成23年度の場合には、1級の障害基礎年金の障害の程度に該当する場合は月額4万9千650円、2級の障害基礎年金の障害の程度に該当する場合は月額3万9千720円となっています。

特別障害給付金の支給の制限

特別障害給付金では、支給の制限が行われる場合があります。

- 一、本人の所得が一定額以上であるときは、支給額の一部または半分の額が支給停止されます。この扱いは、20歳前障害による障害基礎年金の所得制限と同じです
- 二、老齢年金、遺族年金、労災補償などを受給している場合には、その受給額分を差し引いた額が支給されます。一方、この老齢年金などの額が、特別障害給付金の支給額を上回る場合には、特別障害給付金は支給されません
- 三、経過的福祉手当を受給している場合には、特別障害給付金が支給されると経過的福祉手当は支給停止となります

支給期間・支払方法

特別障害給付金の支給期間は、請求した月の翌月分からは、請求した月の翌月分から

支給され、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わります。

また、特別障害給付金の支払方法は、障害基礎年金と同様に年6回の偶数月となっています。

請求手続の注意事項

特別障害給付金は、原則として、65歳に達する日の前日までに請求しなければなりません。

申請手続など詳しくは、保険年金グループまたは加古川年金事務所にお問い合わせください。

▼問合せ 保険年金グループ ☎079(435)2581
加古川年金事務所 ☎079(427)4743
※年金のこと、もっと詳しく知りたい方は、日本年金機構のホームページもご利用ください。
<http://www.nenkin.go.jp/>

高額医療・高額介護合算制度

対象となる世帯に、平成24年1月以降に申請の案内を送付します

▶問合せ 保険年金グループ ☎079(435)2582

「高額医療・高額介護合算制度」は、医療保険と介護保険の両方を利用し、その自己負担額が高額になっている世帯の負担を軽減する制度です。

平成22年度分(平成22年8月から平成23年7月分)の申請の受け付けを開始しています。

なお、対象となる世帯については、平成24年1月以降に申請の案内を送付しますので、申請方法などをご確認ください。

※平成22年8月から平成23年7月の間に加入している医療保険の種類が変更になった場合など、お知らせできないことがあります。

制度の趣旨

医療保険では医療費の自己負担額について、1カ月ごとの「自己負担限度額」が設けられており、自己負担額がこの限度額を超えた場合、超えた部分が高額療養費として支給されます。

また、介護保険でも同様に、介護サービス費の自己負担額について、1カ月ごとの自己負担限度額を超えた場合、超えた部分が高額介護サービス費として支給されます。

しかし、医療と介護の両方が重なった場合、世帯の負担は大きくなることから、これを緩和する目的で平成20年4月に制度が新設されました。

制度の概要

1年間(前年8月1日から当年7月31日、以下「計算期間」

(表1) 算定基準額

負担区分	算定基準額
現役並み所得者	67万円
一般	56万円
区分Ⅱ	31万円
区分Ⅰ	19万円

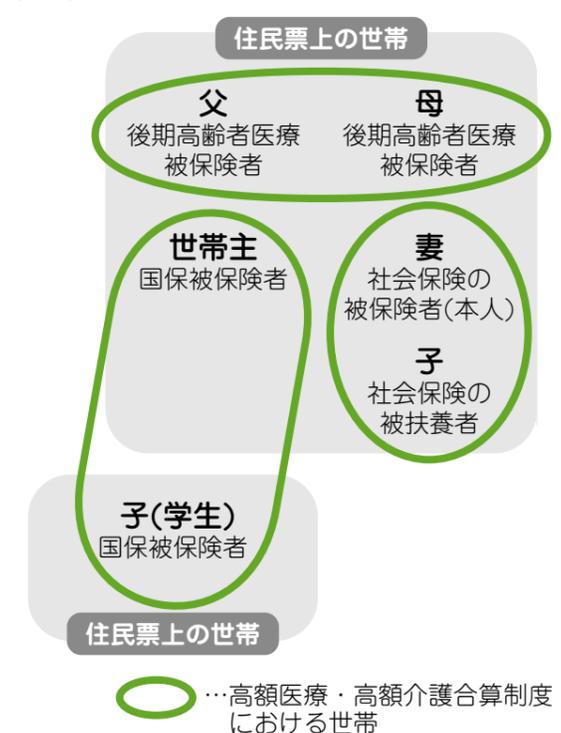
と(一)の医療と介護の自己負担の合算額が算定基準額(表1)を超えた場合、超えた部分を支給します。

※算定結果が500円以下の場合には支給できません。

※区分Ⅱ 世帯員全員が、住民税非課税の場合。

※区分Ⅰ 「区分Ⅱ」のうち、その世帯の各所得が0円である場合。年金所得は、所得控除を80万円として計算します。

(図1) 高額医療・高額介護合算制度における世帯



合算の範囲

基準日(計算期間の末日、通常7月31日)時点で加入している医療保険の世帯単位で、計算期間中に、医療と介護の両方を負担した場合に合算します。なお、入院の際の食事代や差額ベッド代などは対象になりません。

住民票上で同じ世帯でも、加入している健康保険が異なるときは、別世帯となり合算できません。(図1)

また、医療が介護の一方の負担がない場合は、該当になりません。

申請窓口

基準日(7月31日)時点で加入していた医療保険の窓口で申請します。播磨町内にお住まいの後期高齢者医療の被保険者は、保険年金グループで受け付けます。

申請に必要なもの

「被保険者証」、「印鑑」、「振込先口座を確認できるもの(通帳など)」、
住む市町や加入する医療保険または介護保険に変更があった方は以前の保険での「自己負担額証明書」

播磨町子ども館へようこそ

- わくわくの森支援センター(南部子育て支援センター)
 - ☎079(437)4188
- ニニコの森支援センター(北部子育て支援センター)
 - ☎078(944)0717
- 福祉グループ ☎079(435)2362



南部子育て支援センター

3世代地域交流会
「美味しい和菓子を手作りしよう!」

大好きだけど、手作りするのにはちょっと難しいような和菓子。今回、播磨町で活躍されている連合婦人会の方たちが簡単にできる方法を教えてくれます。一緒に交流しながら和菓子作りを楽しみましょう。当日は手作りの指導だけでなく、調理中の託児のお手伝いも連合婦人会の方がしてくださいませ。この機会に親子で参加し楽しい半日を過ごしましょう。

▼日時 2月22日(水)
午前10時~正午

▼場所 南部コミセン 2階調理室

▼対象 おおむね2歳以上の親子(調理をする間は母子分離となります)

▼定員 先着15組

▼申込み・問合せ 2月1日(水)午前9時から南部子育て支援センターで受け付けます

☎079(437)4188

北部子育て支援センター

ママパパサポート講演会
「薬剤師による、おくすりのはなし」

小児に与える薬の仕組みと効き方、正しい使い方と副作用などについて、薬剤師がわかりやすくお話しします。妊婦、授乳中のお薬についての話も聞けます。日頃、疑問に思っていることを質問できるコーナーもありますので、気軽に参加してください。

▼申込み・問合せ 2月1日(水)午前9時から北部子育て支援センターで受け付けます

☎079(437)4188



▼日時 2月29日(水)午前10時~11時15分

▼場所 野添コミセン 交流室

▼講師 ママサポート薬剤師(播磨薬剤師会)

▼対象 就学前の子どものいる保護者(父母・祖父母)

▼定員 20人

▼申込み・問合せ 2月1日(水)午前9時から北部子育て支援センターで電話または直接受け付けます。

※託児については、北部子育て支援センターにお問い合わせください。

北部子育て支援センター ☎078(944)0717

※駐車場が少ないのであるべく徒歩か、自転車でお越しください。

3人乗り(幼児2人同乗用) 自転車をレンタル(4月期)します! ~希望者募集~

播磨町では、子育て支援の観点から、安全基準を満たした幼児二人同乗用自転車の利用を促進するために、同自転車のレンタル事業を行います。

今回は、昨年にレンタルした自転車の期限満了に伴い募集するものです。

保育所や幼稚園への送り迎え、買い物など、お子さんと安全・安心に移動していただくため、ご活用ください。

▼利用対象者 町内に住所を有している16歳以上で、1歳以上6歳未満(レンタル期間中)の幼児2人以上を養育されている方

▼利用期間 1年間(更新可)

▼レンタル期間 4月1日~平成25年3月31日(返却期間などを含む)

※期間中に6歳になる場合は、6歳の誕生日まで。

▼募集人員 10人

▼利用料金 無料

▼利用の条件

- ・同乗する幼児はヘルメットの着用が必要
- ・事故などで発生した損害に

かかる賠償は利用者負担で利用者責任(傷害保険は利用者負担)

- ・自転車の返却または利用期間の更新に際しては、利用者負担による点検整備を行う
- ・自転車の盗難などの弁償にかかる費用は、利用者負担
- ・交通安全講習(3月27日午後1時からの予定)は必ず受講することや啓発事業への協力をしていただきます

▼申込期間 2月1日(水)~20日(月)

▼申込方法 申請書を郵送または直接福祉グループへ提出してください

※申請書はホームページでダウンロードできます。または役場、町内保育園、幼稚園、子育て支援センター、中央公民館で配布します。

▼抽選 応募者が多数の場合は3月1日(木)午後7時から抽選会を行います

▼申込み・問合せ 福祉グループ ☎079(435)2362

子ども手当の振り込み

2月期(10~1月分)の子ども手当は、2月10日(金)に口座に振り込みます。個人あての通知はしませんので、ご了承ください。

▼問合せ 福祉グループ ☎079(435)2362

子ども手当の認定請求

平成23年10月以降の子ども手当の支給を受けるためには、これまで子ども手当を受け取っていた方も、申請手続きが必要で、10月末に該当される方には個別通知をしていますので、まだ請求書を提出していない方は至急提出してください。

▼問合せ 福祉グループ ☎079(435)2362

子育てを漢字1文字で表すとしたら...

匿名希望さんより

「幸」

元気で暮らせますように!

平成24年度播磨町学童保育所利用児童の募集

学童保育所は、保護者が日中就労などのため家庭で保育できない子どもたちが生活する場所です。

平成24年4月から町内すべての学童保育所について公設化されることにより、播磨町が設置し指定管理者が運営を行います。

つきましては、平成24年4月からの利用児童を次の通り募集します。

▼対象 播磨町立の小学校に入学する新1年生を含む小学生で、保護者が就労などのため、放課後の保育が受けられないと認められる児童

- ▼施設名称(定員数)
 - ・播磨小学校学童保育所 (60人)
 - ・蓮池小学校第一学童保育所 (76人)
 - ・蓮池小学校第二学童保育所 (58人)
 - ・播磨西小学校学童保育所 (49人)
 - ・播磨南小学校学童保育所 (38人)
- ※施設は児童が通学する小学校敷地内の学童保育所になります。
- ※おやつ代、光熱水費、傷害保険料などは別途負担が必要です。
- ※兄弟で利用する場合、また

開所時間と時間ごとの利用料

	開所時間	利用料金
平日	下校時~18:00	全学年共通 月額8,000円
土曜日	8:00~18:00	8月は11,000円
長期休業	8:00~18:00	延長利用料金 月額2,000円
延長時間(希望者のみ)	18:00~19:00	

※日曜、祝日、年末年始などはお休みです。

生活保護世帯、単親世帯で町民税非課税世帯には、利用料金を減額する制度があります。

▼申込書などの配布・受付 2月1日(水)~17日(金)まで福祉グループ、または各学童保育所にて受け付けします。(土・日曜日、祝日を除く)

※利用審査を行い、後日結果を通知します。利用資格のある場合でも、定員の関係で利用できない場合があります。

▼指定管理者 特定非営利活動法人 高砂キッズ・スペース

☎079(446)3635

▼問合せ 福祉グループ ☎079(435)2362

加古郡リサイクルプラザ ベビー用品の貸し出し

加古郡リサイクルプラザでは、住民の皆さまが提供して下さった各種ベビー用品の貸し出しを行っています。お子さんやお孫さんの出産を控えている方は、一度足をお運びください。大切に使う方であれば利用可能です。

- ▶種類 ベビーカー、ベビーバス、ベビーベッド、チャイルドシートその他各種
- ※人気の品は一時欠品になる場合もありますのでご了承ください。
- ▶貸出期間 1年間(延長可)
- ▶費用 無料
- ▶貸出点数 1家族3点まで
- ▶休館日 毎週月・火曜日



▶問合せ 加古郡リサイクルプラザ ☎079(437)7671
9:00~16:00
播磨町新島60番地